三　単体総自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満			
五　一部の営業所における業務の縮小			
六　本店を除く一部の営業所の廃止			
七　法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止			
八　その他金融庁長官が必要と認める措置			
命令	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	業務の全部又は一部の停止の命令	

第一条第二項の表を次のように改める。

自己資本の充実の状況に係る区分			
	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	非対象区分	
	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率四・五パーセント以上 二　連結Tier1比率六パーセント以上 三　連結総自己資本比率八パーセント以上		
命令	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	国内基準に係る連結自己資本比率四パーセント以上	
	国内基準に係る連結自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二　連結Tier1比率三パーセント以上六パーセント未満 三　連結総自己資本比率四パーセント以上八パーセント未満
	国内基準に係る連結自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	第二区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 二　連結Tier1比率一・五パーセント以上三パーセント未満
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　総資産の圧縮又は増加の抑制 四　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令		